

東浦町低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が行う建設工事（以下「工事」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、次に掲げる工事に適用する。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。次項において同じ。）が 5,000 万円以上的一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）又は指名競争入札に付する工事
- (2) 総合評価一般競争入札に付する工事
- 2 最低制限価格制度は、設計金額が 200 万円を超える 5,000 万円未満の一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）又は指名競争入札に付する工事に適用する。
- 3 低入札価格調査制度を適用する工事は基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項に規定する契約の内容に適合した履行がされないと認めるとときの基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定に基づき算定された割合を乗じて得た額（円未満切捨て）（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 2 基準価格に係る割合は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（円未満切捨て）を予定価格算定の基礎となった額で除して算定するものとする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

- 3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内で適宜の割合とする。

第4条 削除

(最低制限価格)

第5条 原則として政令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7 までの範囲内において定め、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札の執行)

第6条 入札に関する事務を所掌する課の長（以下「入札担当課長」という。）は、事

前に入札参加資格者に対し、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 入札担当課長は、前条第2項の入札が行われた場合には、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、次に掲げる事項について、工事担当課長に入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行わせるものとする。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収する。）
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等へ照会する。）
- (8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等を調査）
- (9) その他必要な事項

2 工事担当課長は、前項の調査の結果を速やかに入札担当課長に報告するものとする。

(調査の結果等)

第8条 入札担当課長は、前条の規定により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式第1及び様式第2）により東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式第3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式第4）により入札担当課長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札担当課長は、第7条第2項の審査の結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対しその旨（様式第5）を通知するものとする。

2 入札担当課長は、第7条第2項の審査の結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 3 次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条及び第7条までの規定により調査を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。
- 5 事後審査型制限付き一般競争入札で実施した工事において低入札価格調査の対象となった場合は、第1項及び前項の規定による落札者及びその他の入札者全員に対しての通知は、事後審査型制限付き一般競争入札の落札者決定通知書と併せて通知することができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 東浦町低入札価格調査等試行要領（平成21年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月10日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

様式第1（第8条関係）

低入札価格調査報告書

年　月　日

東浦町入札審査会会長 殿

(入札担当) 課 長

年　月　日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、東浦町入札審査会において、その適否を審査してください。

記

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

様式第2（第8条関係）

低入札価格調査報告書

工事名	
路線等の名称	
工事場所	
工事概要	
入札執行日	年月日()
最低価格入札業者名	
入札価格	円 (基準価格 円)
調査項目	その価格により入札した理由
	手持ち工事の状況
	手持ち資材の状況
	資材購入先及び購入先と入札者の関係
	労務者の具体的供給見通し

	過去に施工した公共工事名及び工事成績
	経営状況
	信用状態
	その他必要な事項
総合的な工事担当 課長の意見	
総合的な(入札担当) 課長の意見	

様式第3（第8条関係）

低入札価格審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審　查　日　時	年　月　日
開　催　場　所	
工　　事　　名	
路　線　等　の　名　称	
工　　事　　場　　所	
業　　者　　名	
入　札　日	年　月　日
審　查　結　果	

様式第4（第8条関係）

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

(入札担当) 課 長

東浦町入札審査会会長

下記工事について、東浦町入札審査会で審査した結果適合した履行が

確保される と認められる。
確保されない

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

様式第5（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

東浦町長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社 を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 落 札 價 格 金 円
(入札書記載金額 金 円)

※ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、他の入札業者に対して通知を出す場合は「落札業者名」を記載する。